

## 九州心理学会細則

- 1 この学会の正会員は、次のいずれかの要件を満たし、正会員1名の推薦があり、理事会の承認を得た者とする。
  - (1) 四年制大学の心理学または心理学関係の学科・専攻等を卒業した者、または認定心理士資格を有する者。
  - (2) (1)以外の者で、心理学または心理学関係の大学院の課程に在学する者、または同課程を修了した者。
  - (3) その他、心理学以外の領域の研究者で、学士以上の学位またはそれと同等以上の十分な研究経歴を有し、かつ心理学に関連する研究または業務に従事している者。
  
- 2 発表資格について
  - (1) 大会において第一発表者となれる者は、正会員および学部学生臨時会員とする。ただし、学部学生が第一発表者となる場合は、担当教員の連名を必要とする。
  - (2) 連名発表者の資格は、正会員・非会員の別を問わない。
  
- 3 年次大会の大会参加費は、次のとおりとする。

(1) 一般会員・学生会員（大学院生・研究生）	3,000 円
(2) 学部学生臨時会員・非会員連名発表者・非会員臨時会員	2,000 円
ただし、連名発表の学部学生臨時会員からは大会参加費を徴収しない。	
(3) 高校生臨時会員	500 円
(4) 名誉会員・終身会員	無料
  
- 4 非会員の連名発表については発表費を徴収する。発表費は一人あたり 2,000 円とする。ただし、複数の発表に連名する非会員の発表費を重複して徴収しない。
  
- 5 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

### 附則

- 1 本規程は、平成 21 年 5 月 7 日より施行する。
- 2 本規程の改正は、平成 24 年 3 月 1 日より施行する。
- 3 本規程の改正は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。